

避難実施計画
(東通村岩屋地区)

東通村長
月 日 時 分現在

1 避難指示の内容				
東通村の岩屋地区の住民は、指示に従って避難すること。				
2 原子力緊急事態の概要				
緊急事態該当事象発生日時	平成 年 月 日 : (頃)			
発生場所	東北電力(株)東通原子力発電所 1号機			
被害状況	現在のところなし			
放射線等の状況	周辺環境への放射性物質の放出なし			
放射性物質の拡散予測				
気象状況 (現在)	天候 :	気温 :	風向 :	風速 :
気象状況 (避難時)	天候 :	気温 :	風向 :	風速 :
その他特記事項				
3 避難の概要				
避難対象地域	東通村岩屋地区			
避難先市町村	青森市			
避難方法	自家用車及びバス			
避難開始予定日時				
避難完了予定日時				
その他留意事項等				
4 関係機関の状況				
措置の状況	警察			
	消防			
	その他			
公共交通機関				
5 避難者数 (単位 : 人)				
※避難行動要支援者数の目安 : 平成27年要介護3~5、身体障害者1・2級、療養手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の単身世帯、難病患者、自治体が支援を決めた方及びその付き添い者				
地区名			岩屋地区	合計
避難者数 (平成29年3月31日現在)			252	252
うち避難行動要支援者の 目安*			12	12
うち外国人等の数 (平成29年3月31日現在)				

6 一時集合場所、避難施設				
6-1 一時集合場所（自家用車による避難が困難な場合）				
避難対象地域	岩屋地区			
一時集合場所名	岩屋部落集会所			
所在地	岩屋字往来 135-5			
連絡先（電話等）	0175-27-2032			
※津波等により海拔の低い一時集合場所が使えない場合	旧岩屋小学校			
連絡担当者	総務課防災担当			
一時集合場所への交通手段	徒歩			
その他留意事項等	災害により一時集合場所が被災する可能性がある、または被災により使用できない場合は再検討する。			
6-2 避難施設				
避難先市町村	青森市			
避難施設名	東中学校			
所在地	青森市八幡林 字熊谷 28			
収容可能人数（人）	470人			
連絡先（電話等）	017-726-2135			
連絡担当者				
その他留意事項等				
7 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ <u>バス</u> ・ 船舶 ・ <u>自家用車</u> ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細 （バスについて）	種類（車種等）	バス（定員 40 名とした場合）		
	台数	岩屋地区：1 台（約 2 名） ※他地区と同乗		
	輸送可能人数	最大 40 人（定員 40 名とした場合）		
	連絡先	下北交通(株)むつ営業所：0175-23-3111 (株)尻屋観光本社：0175-28-5555		
輸送力配分の考え方	避難行動要支援者の数でバスの必要台数目安を積算			
その他の避難手段	避難行動要支援者	自家用車の乗合、バス、福祉車両等		
	その他（入院患者等）	医療機関ごとの車両、またはバス等		
8 避難経路				
避難に使用する道路	主要地方道むつ尻屋崎線→国道 279 号線→国道 4 号線→青			

		森市へ	
交通規制	実施担当機関	むつ警察署等	
	規制場所	国道 338 号線原子力発電所周辺、青森県道 7 号むつ東通線の近川入口など	
その他留意事項等			
9 避難誘導方法			
地区名		岩屋地区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	地区ごと	
	交通手段	徒歩	
	一時集合場所	6-1 参照	
	集合時間	月 日 :	
	その他（誘導責任者等）	-	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	地区ごと	
	輸送手段	自家用車及びバス	
	避難経路	8 参照	
	避難先市町村	青森市	
	避難施設	東中学校	
	避難開始予定日時	月 日 :	月 日 :
	避難完了予定日時	月 日 :	月 日 :
	スクリーニングポイント		
	その他（誘導責任者等）	-	
避難行動要支援者の避難方法	誘導の実施単位	地区ごと	
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者名簿個別計画（策定中）を参考に対策を検討する。	
	輸送手段	自家用車の乗合、バス、福祉車両等	
	避難経路	8 参照	
	避難先市町村	青森市	
	避難施設	東中学校	
	避難開始予定日時	月 日 :	月 日 :
	避難完了予定日時	月 日 :	月 日 :
	その他留意事項等		
10 対応要員の配置計画			

配置場所	各地区の一時集合場所	
人数	村職員 2 名程度	
担当業務	広報活動及び住民の避難誘導	
連絡先	-	
11 残留者への対応		
確認対象地区	各地区	
確認者	村職員、消防団等	
確認開始予定日時		
確認終了予定日時		
確認方法	地区内への広報及び見回り	
12 安定ヨウ素剤の予防服用		
安定ヨウ素剤予防服用の指示の有無	予防服用の指示有り ・ 予防服用の指示無し	
安定ヨウ素剤の配布の有無	配布を受けた（有） ・ 配布を受けていない（無）	
安定ヨウ素剤の配布（予定）場所	有の場合	
	無の場合	
安定ヨウ素剤服用時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が決定した方針に従い、または村の独自の判断により、直ちに服用できるよう、県と連携し、事前配布も含めた必要な措置を講じる。 ・ 今後、国による検討結果も踏まえて随時見直しを行うものとする。 	
13 避難誘導時の食料の支給		
食事時間		
食事場所		
提供する食事の種類	・ 避難住民への水・食料の支給については予め関係者間において協議する。	
実施担当部署	いきいき健康推進課	
連絡先	0175-28-5800	
14 避難時の留意事項（住民への伝達事項）		
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時には貴重品や身分証明書、最小限の着替えや服用中の薬などを携行すること。 ・ 服装は、長袖の上着、ズボン、帽子、手袋、マスクなどを身につけできるだけ皮膚の露出を避けること。 ・ 隣近所に声を掛け合い助けあって避難すること。 ・ 家畜やペットについて、可能であれば長期の餌・水などを与えてよいが、人の避難が最優先であること。救助については、避難後に行政等の指示に従うこと。 ・ 可能な場合は 2 日分程度の食料を持って避難すること。 	

時期等の特性	
15 誘導時の留意事項（職員等用）	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は冷静に行動し、住民の安全の確保や適切な情報伝達に努めること。 ・ 防災作業服や腕章等により、立場や役割を明確にすること。 ・ 住民にわかりやすく状況を説明し、無用な不安を与えないこと。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導中、定期的に測定し、測定結果を避難住民に伝えるとともに、対策本部にも連絡し、情報共有を図る。また、住民に伝える際には、わかりやすい説明を心がけ、無用な不安を与えないこと。
16 その他	
避難実施計画の住民への伝達方法	防災行政無線、広報車等を活用する。
避難実施計画の伝達先	別添配布先一覧
職員間の連絡先	別添電話番号表一覧
17 緊急時連絡先	
災害対策本部	電話： FAX：

附属書類

- 1 「避難単位毎の避難施設」
- 2 「電話番号表一覧」
- 3 「伝達先一覧表」